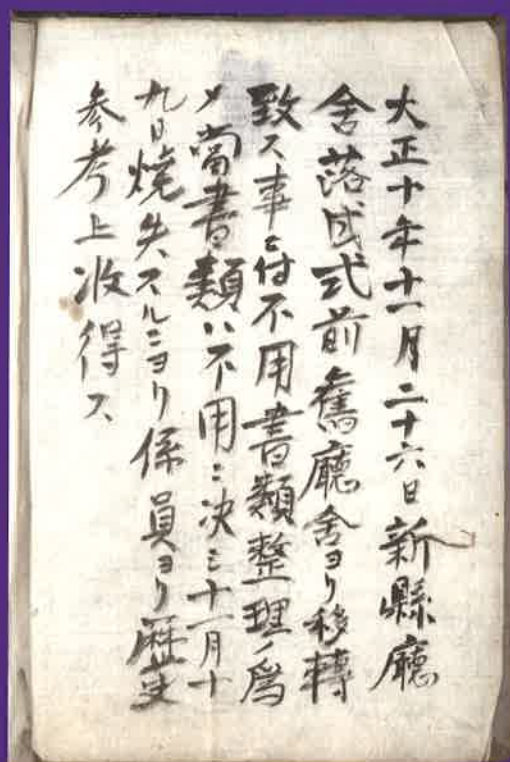




「AR」はアーカイブスとアーキビストの頭2字をとり、歴史情報を守り未来に生かすさきがけの使命を表しています。

大分県公文書館だより
平成23年3月 第18号



「古社」(表紙及び表紙裏)

『焼かれた公文書』

「古社」と題された、東国東郡内の神社に関する明治二十八年の調査報告書です。表紙裏に、恐らく大正十年時の県職員のものと思われる書込みがあります。

そこには、県庁舎移転の際に不用書類として焼かれることになっていたところを「歴史参考上収得」と記されています。

特に大規模なものとなった大正十一年と昭和三十九年の県庁舎移転時には、多くの公文書が処分されたと思われます。昭和の移転の際は、県立図書館の職員が処分業者と間違われながらもリヤカーで収集してまわったという話も残っています。

歴史を後世に伝える「アーカイブズ」は、人の手によって捨てられ、また人の手によって残されるのです。

大正十年十一月二十六日新縣廳
舎落成式前舊廳舎ヨリ移轉
致ス事ニ付不用書類整理ノ為
メ當書類ハ不用ニ決シ十一月十
九日焼失スルニヨリ係員ヨリ歴史
参考上収得ス

「古社」(翻刻)

公文書館企画展

平成二十三年二月十二日から四月三日まで、豊の国情報ライブラリー（県立図書館 先哲史料館・公文書館）三館合同企画展「大分のアーカイブズ」を開催しました。

公文書館の企画展「第三代大分県知事 西村亮吉とその時代」では、第三代大分県知事 西村亮吉の在任時代（明治十二年十月～明治二十四年四月）の大分県の状態や出来事を公文書館で保存管理している公文書などにより展示紹介しました。以下、その一部を紹介します。



企画展示風景

第三代大分県知事 西村亮吉

西村亮吉は、天保十（一八三九）年、土佐藩士西村勇之進の長男として、現在の高知県（土佐郡大川筋）に生まれました。

明治七年（一八七四）に内務省に入り、佐賀の乱の時は大久保利通に随行しました。明治八（一八七五）年、山梨県参事（のち大書記官）となり、約四年間山梨県で過ごしました。

明治十二（一八七九）年十月、香川真一県令のあとをうけ大分県令に命ぜられ、大分県に赴任しました。以後、明治二十四（一八九一）年まで、戦前の官選知事では在任期間が最長の足かけ十二年に及びました。

西村県令は赴任直後から政党や新聞を敵視し、初期の県議会は松方デフレ政策下で県費の削減をめぐって県議会と知事が対立しました。一方で西村県政は、県立病院の設立や衛生課による防疫の充実、大分港や道路の整備、大分中学校の設立、養蚕・製糸業や特産品七島蘭の奨励が行われるなど、実務においてさまざまな功績もあります。中央政府の忠実な政策実行者でもありましたが、すぐれた地方官に能吏であったことも確かです。

明治二十四年、鳥取県知事に転じたのち、明治二十五（一八九二）年に貴族院議員に勅選され、終身、貴族院議員を続けました。



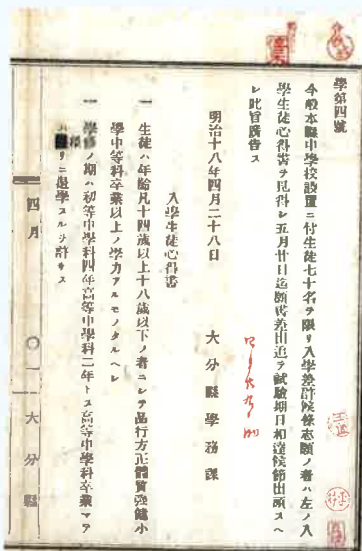
西村亮吉

明治地方自治体制の成立

明治憲法体制の基盤である明治地方自治体制は、府県制・郡制・市制町村制の公布・施行によって成立しました。いずれも、大日本帝国憲法に相前後して公布されましたが、施行の時期は、府県によって大きな開きがありました。

大分県では、明治二十（一八八八）年四月に町村制が施行され、明治二十四年四月に郡制、同年八月に府県制を施行し、明治地方自治体制を確立しました。大分県での施行は全国のトップグループにあり、総じて地方で早く、都市部が遅れたといえますが、郡制の施行にあたり、郡の統廃合をどの程度必要としたかが決定的でした。

大分中学校の設置



「大分県報 明治十八年」

明治十八（一八八五）年、県は大分市荷揚町に県立の大分中学校（現在の県立大分上野丘高等学校の前身）を設置し、生徒七十名を募集しました。

右の史料は、「入学生徒心得書」の一部で、入学者の条件や入学試験の内容などを示しています。入学試験の科目は、修身・読方・作文・算術・習字でした。入学生は、初等中学校四年・高等中学校二年の計六年間学習しました。

記録史料保存セミナー

平成二十二年七月三十日に、公文書館・先哲史料館・別府大学(アーカイブズセンター)共催による「第四回記録史料保存セミナー」を開催しました。市町村の文書管理行政担当者及び教育委員会文化財担当者、大学生、歴史研究グループ等から約九十名が参加され、古文書分野・公文書分野の二つの講演と意見交換を行いました。

中津市教育委員会 文化振興課

平田 由美 主査の講演

「中津市における古文書保存活動の実例」

— 大学生向けの古文書講座 —

平成二十一年八月六日から五日間、大学生を対象に講義と実習による古文書講座を開催した。内容は次のとおりである。①受講者…大学生十三名、大学院生二名 ②セミナー講義…慶應義塾福澤研究センター 西澤直子教授「中津土族社会と福澤諭吉」、地元講師 竹本弘文氏「惣町大帳について」 ③実習内容…中津市教育委員会が保管する未整理の古文書を整理し目録を作成する実習、古い襖の下張りを剥がして古文書を収集する実習

参加した学生からは、「史料の有効活用」や「福澤諭吉の業績」、「中津市の歴史」などを学ぶことができた」と好評を得た。また、この講座の開催により、市職員も古文書と向き合い、専門的な知識・技能を学ぶ機会となり、これからの文化財行政の指針を得ることができた。更には、中津市から文化伝承の重要性について情報発信できたこと、中

津市をPRできたことも大きな成果であった。今年度も二つの大学の学生を対象に、五日間の講座を開催することとしている。

岡山県立記録資料館 定兼 学副館長の講演

「岡山県立記録資料館における

文書選別の実践」

公文書の収集に携わってきた経験の中で、評価選別に関する考えが変わってきた。評価選別論の変遷は次のとおりである。

①文書の内容に精通している文書作成所属が主観的に選別する。(作成者中心主義) ②古いもの、県政の根幹に関するものを中心に収集する。③研究者や行政等の利用者にとって重要かどうかで選別する。(利用者中心主義) ④「現代社会の最大の姿を最小の文書で未来に伝える」という視点で選別する。

公文書の選別は、基本的には「収集選別基準」により行うが、その他、現物を見て目についたものが収集している。その具体例としては次のものがある。



①人権同和関係文書(新たな差別を生まないための資料)②大型事業に関する文書(その時代の県政を象徴する資料、空港、公園、ダム等)③統廃合される県立学校の文書(学校の証(あかし)、県教育史の資料)④イベント関係

文書(県の変遷を現すスポット資料、国体、緑化フェア、国民文化祭等)選別者は、選別対象の公文書を永久に廃棄してしまう権限も併せ持っている。社会情勢の変化等により評価選別論も変化していくことが予想されるが、歴史的・学術的・行政的価値のある公文書は県民共有の財産であり、その選別は公正で客観的に行う必要がある。公文書館の主体性が維持されるためには、選別者の中に専門職としてのアーキビストの存在が不可欠であり、そのアーキビストには行政に関する総合的な視野も必要である。

大分県歴史資料保存活用

連絡協議会の設立・運営

平成二十二年十月一日、県内各市町村の歴史的公文書及び古文書等に関する業務を支援するため、「大分県歴史資料保存活用連絡協議会」を設立しました。(会員…十七市町村(平成二十三年四月からは県内全ての十八市町村が参加)、別府大学、県総務部県政情報課、県立先哲史料館、県公文書館)

また、平成二十三年一月二十六日に大分史料協主催の「第一回学習会」を開催し、四十六名の参加のもと、講演と分科会を行いました。①講演…別府大学文学部 針谷武志教授「公文書管理にかかわる最近の動向」 ②分科会…A分科会「行政文書関係」、B分科会「古文書関係」

歴史的に重要な公文書や古文書・地域史料等を保存活用することの重要性について再認識するとともに、各市町村の現状と様々な課題について活発な情報交換・意見交換が行われました。参加者からは高い評価と次回開催に期待する声が多く寄せられました。

『県治概略』の翻刻

『県治概略』全二十五巻のうち、第十一巻〜第二十巻について翻刻を行いました。

『県治概略』とは、明治四（一八七一）年十一月から明治十二（一八七九）年十二月までの間に、大分県が県民へ出した布達や伺・届等が編年で纏められたもので、「大分縣用箋」三二九二丁に墨書され全二十五巻の和綴本としてまとめられています。

この期間は、初代大分県長官（県令）森下景端、二代・香川貞一の時代に該当し、三代・西村亮吉時代の約三ヶ月分も含まれています。

内容は政治・経済分野など多岐にわたっており、まさに草創期の大分県政を知る上で欠かすことが出来ない史料群です。



『県治概略』の原本(中・上段)と翻刻版(下段)

本史料の翻刻は「大分県史」編纂事業の際に、一部（第壹巻から第十巻まで）が刊行されましたが、今回はその続編にあたるものです。翻刻版につきましては、閲覧室に配架しておりますので、是非ご利用ください。

別府大学アーカイブズ研修

文書館専門職員養成課程を開設し、アーキビストの養成に取り組んでいる別府大学の「アーキビスト養成課程の実習施設」として当館が協力しています。平成二十二年度は九月十七日に十一名を受入れ、資料収集後の登録からレファレンスまでの業務を実際に即した形で体験してもらいました。



「明治期の公文書と昭和初期の県報」を題材に、旧文体の資料の内容を検索システム上に正確に登録する実習や、想定問題での来館者の求める資料を、的確に検索して見いだすまでのレファレンス業務を実習してもらいました。

お知らせ

公文書館では、明治以降の大分県が作成した公文書等で、歴史的に重要と思われる資料を集集、保存、整理して利用者の方に公開をしています。明治以降の資料についての情報、ご相談がありましたら、公文書館までぜひご連絡ください。

～利用案内～

利用時間

午前9時～午後5時

休館日

日曜日、月曜日
国民の祝日
(日曜日または月曜日と重なった場合は火曜日)
年末年始
特別整理期間

発行日 平成23年3月31日発行

編集・発行

大分県公文書館
〒870-0814 大分市駄原587-1
TEL(代表)097-546-8840
(利用窓口)097-546-8844
FAX 097-546-8849
<http://www.pref.oita.jp/site/346/>
E-mail: a11103@pref.oita.lg.jp

案内図

